



議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… 鎌倉市議会

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会



検索

令和4年(2022年)11月臨時会(11月4日)

令和4年(2022年)12月定例会(12月7日～26日)

鎌倉市役所の位置を定める条例の一部改正議案を否決

●定例会等の概要

- ・11月臨時会では、市長提出議案として、補正予算議案1件を可決しました。
- ・12月定例会では、18名の議員が一般質問を行いました。
- ・市長提出議案として、条例関係議案8件、補正予算議案3件、その他議案7件を可決、条例関係議案1件を否決、鎌倉市副市長の選任議案、鎌倉市固定資産評価審査委員会の委員の選任議案にそれぞれ同意しました。
- ・議員提出議案として、「保育士の配置基準の見直しを求める意見書の提出について」ほか1件を可決、「消費税インボイス制度実施の延期・中止を求める意見書の提出について」ほか1件を否決しました。
- ・陳情2件を採択しました。

●定例会等の主な動き

11月臨時会/本会議(11/4)	議案上程、委員長報告、採決	(4面)
12月定例会/本会議(12/7～9、12)	一般質問、議案上程、採決	(2・4面)
各常任委員会(12/14～16、19、22)	議案、陳情審査等	(3面)
本会議(12/26)	委員長報告、議案上程、採決	(3・4面)

12月定例会

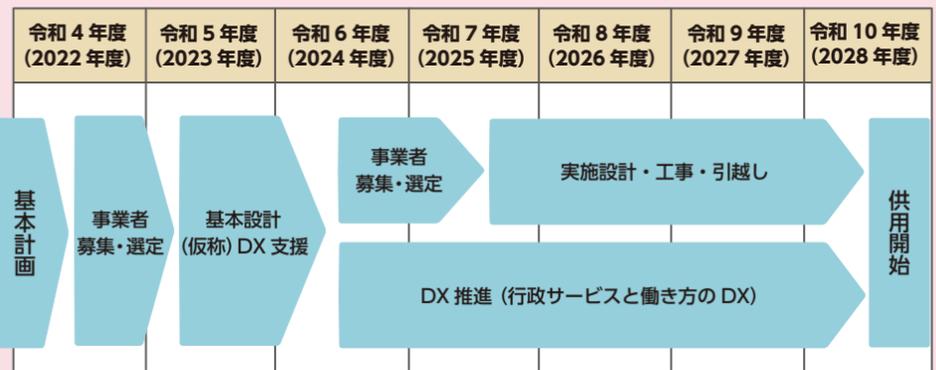
「鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を否決

鎌倉市では築50年を経過し老朽化が進む市役所本庁舎について、現庁舎から北西に3kmほどの場所にある行政施設用地に令和10年度の供用開始を目指して新たに整備することが検討されています。移転にあたっては条例でその位置を定めなければならないため、令和4年(2022年)市議会12月定例会に「鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が提案されましたが、採決の結果、原案否決されました。

－ 鎌倉市役所の位置を定める条例の一部改正案のイメージ図 －



－ 新庁舎等整備に関する事業スケジュール －



「議案第51号鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、市役所の位置を現在の「御成町18番10号」から「寺方字陣出8番8」に改めるもので、可決には議長を含む出席議員の3分の2以上の同意が必要な特別多数議決(※)となります。

(※)特別多数議決...議会の議決は、出席議員の過半数で決する過半数議決が原則ですが、住民の利害に大きく影響を及ぼす案件などについては、より厳しい要件が適用されます。

議会における審査の流れ



本会議(12/26)

まず、建設常任委員長から、委員会での審査の経過と結果について報告が行われました。

建設常任委員長の報告の内容

委員会では、一部委員から「移転先の交通問題を解決できる見通しが全く立っておらず、本改正条例提案の条件が整っていない」「歴史上の重要な場所は旧鎌倉地域であり、鎌倉の中心地である現在地から移転することに納得がいかない」との意見が、また一部委員から「現庁舎は震度6程度の地震発生時に、災害復旧活動の拠点として機能するための耐震強度を備えておらず、本庁舎整備は喫緊の課題である」「本庁舎整備は、市民生活に影響を与える重要な取り組みに係る予算を削って行うわけではない」「地方自治法第4条第2項の解釈については、過去の判例からも深沢の計画地への移転が違法であるとは考えられない」との意見が出され、採決の結果、多数の賛成により**可決**されました。

その後、議員が意見を表明する「討論」にて、賛成・反対のそれぞれの立場から3名ずつ意見が表明された後、議長も参加した上で採決を行った結果、賛成16名であり、出席議員26名の3分の2である18名に達しなかったため、議案第51号は**原案否決**されました。(各議員の賛否は4面に掲載)

12月26日の本会議の録画中継映像はこちらからご覧いただけます

